
Ⅲ 関係法令等

(県が定めた規則等)

○私立学校法施行細則

昭和四十九年八月十日

大分県規則第四十三号

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

(趣旨)

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）の施行については、法、私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(私立学校審議会の名称)

第二条 法第八条第一項の規定に基づく私立学校審議会の名称は、大分県私立学校審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員)

第三条 審議会は、十二人の委員をもつて組織する。

(昭五二規則二二・平一〇規則三八・平一八規則五九・一部改正)

(収益事業の種類)

第四条 法第十九条第二項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び準学校法人については、知事が別に定め、告示する。

(平一八規則五九・旧第七条繰上)

(寄附行為の認可の申請)

第五条 法第二十三条第一項の規定により学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為認可申請書（第一号様式）に、寄附行為並びに省令第三条第五項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書（第二号様式）
- 二 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書（第三号様式）
- 三 学生生徒等納付金調書（第四号様式）
- 四 当該学校法人の設置する私立学校の学則

(平一八規則五九・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(寄附行為の補充の請求)

第六条 法第二十五条第一項の規定による寄附行為の補充についての請求は、寄附行為補充請求書（第五号様式）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 補充しようとする事項を記載した書類
- 二 請求者と設立者との関係を記載した書類
(平一八規則五九・旧第九条繰上・一部改正)

(寄附行為変更の認可の申請)

第七条 法第百八条第三項の規定により寄附行為の変更についての認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為変更認可申請書（第六号様式）に、省令第四十四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる書類のほか、同条第六項各号（第三号を除く。）に掲げる書類又は第九項各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。この場合における省令第四十四条第一項第三号の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 学校法人の沿革その他参考となる書類
- 三 当該申請に係る寄附行為の変更が省令第四十四条第六項に規定する場合に係るものであるときは、前二号に掲げる書類のほか、第五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類

(平一八規則五九・旧第十条繰上・一部改正、平二七規則四四・平三〇規則五二・一部改正)

(解散の認可の申請)

第八条 法第百九条第三項の規定による学校法人の解散についての認可を受けようとするときは、学校法人解散認可申請書（第七号様式）に省令第四十七条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 過去二年の収支決算書
- 三 学校法人の沿革その他の参考となる書類
(平一八規則五九・旧第十一条繰上・一部改正)

(解散の届出)

第九条 法第百九条第五項の規定による学校法人の解散についての届出は、学校法人解散届（第八号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十二条繰上・一部改正)

(清算中に就職した清算人の届出)

第十条 法第一百五十五条の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届（第九号様式）に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十四条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(清算終了の届出)

第十一条 法第二百二十二条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届（第十号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十五条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(合併の認可の申請)

第十二条 法第二百二十六条第三項の規定による学校法人の合併についての認可を受けようとするときは、学校法人合併認可申請書（第十一号様式）に、省令第四十八条第一項第一号から第八号までに掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類を添えて申請しなければならない。

(平一八規則五九・旧第十三条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(準学校法人への準用)

第十三条 第五条から前条までの規定は、法第五十二条第六項において準用する法第三章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

(平一八規則五九・旧第十六条繰上・一部改正)

(組織変更の認可の申請)

第十四条 法第五十二条第七項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となることについての認可を受けようとするときは、学校法人組織変更認可申請書（第十二号様式）に、省令第五十七条第一項各号に掲げる書類及び同条第六項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 組織変更後の学校法人の設置する私立学校の学則
- 三 当該学校法人（準学校法人）の沿革その他の参考となる書類

(平一八規則五九・旧第十七条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(登記の届出)

第十五条 政令第六条第一項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたことについての届出は、次の各号に掲げ

る事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

一 組合等登記令第二条の規定による学校法人の設立の登記をした旨の届出

設立登記済届（第十三号様式）

二 組合等登記令第三条の規定による変更登記をした旨の届出

イ 目的変更登記済届（第十四号様式）

ロ 名称変更登記済届（第十五号様式）

ハ 解散の事由変更登記済届（第十六号様式）

ニ 資産総額の変更登記済届（第十七号様式）

ホ 代表権を有する者の変更登記済届（第十八号様式）

ヘ 代表権の範囲等変更登記済届（第十九号様式）

三 組合等登記令第四条の規定による事務所の移転登記をした旨の届出

事務所の移転登記済届（第二十号様式）

（昭五二規則二二・旧第二十条繰上、平一八規則五九・旧第十八条繰上・一部改正、平二七規則三九・令二規則一〇・令五規則八・一部改正）

（役員就任等の届出）

第十六条 政令第六条第二項の規定による学校法人又は準学校法人の届出は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 理事又は監事が就任したときの届出

役員就任届（第二十一号様式）

二 理事又は監事が退任したときの届出

役員退任届（第二十二号様式）

（平一八規則五九・追加、令五規則八・一部改正）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則（昭和四十七年大分県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則（昭五二年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第三条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに行われる委員の任命から適用し、施行日の前日において現に任命されている委員については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第一〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和●年規則第●●号）

この規則は令和七年四月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令●規則●●●・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第5号様式繰上・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第6号様式繰上・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第7号様式繰上・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平18規則59・旧第8号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令●規則●●●・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（平18規則59・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則52・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平18規則59・旧第11号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第10号様式（第11条関係）

（平18規則59・旧第13号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第11号様式（第12条関係）

（平18規則59・旧第14号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第12号様式（第14条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和●年規則●●●・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第16号様式繰上・一部改正、令2規則10・令5規則8・一部改正）

正、令和●年規則●●・一部改正)

第14号様式 (第15条関係)

(平18規則59・旧第19号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第16号様式繰上、令
2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第15号様式 (第15条関係)

(平18規則59・旧第20号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第17号様式繰上、令
2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第16号様式 (第15条関係)

(平18規則59・旧第21号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第18号様式繰上、令
2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第17号様式 (第15条関係)

(平18規則59・旧第22号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第19号様式繰上、令
2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第18号様式 (第15条関係)

(平18規則59・追加、平27規則39・旧第20号様式繰上、令2規則10・令5規則8・
一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第19号様式 (第15条関係)

(平18規則59・追加、平27規則39・旧第21号様式繰上、令2規則10・令5規則8・
一部改正、令和●年規則●●・一部改正)

第20号様式 (第15条関係)

(平27規則39・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・一
部改正)

第21号様式 削除

(令5規則8・旧21号様式削除)

第21号様式 (第16条関係)

(平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・旧
23号様式繰上及び一部改正)

第23号様式 (第16条関係)

(平18規則59・全改、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・旧
24号様式繰上及び一部改正)

第24号様式 (第16条関係)

(平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和●年規則●●・削除)

○私立学校等に係る学校教育法施行細則

平成二十年四月一日
大分県規則第四十九号

私立学校等に係る学校教育法施行細則をここに公布する。

私立学校等に係る学校教育法施行細則

私立学校に係る学校教育法の施行に関する規則（昭和四十九年大分県規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事の所管する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校（以下「私立学校等」という。）に係る認可の申請、届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校設置認可申請等）

第二条 法第四条第一項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 私立学校の設置 学校設置認可申請書（第一号様式）
- 二 私立学校の廃止 学校廃止認可申請書（第二号様式）
- 三 私立高等学校等（私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の課程又は学科の設置 課程（学科）設置認可申請書（第三号様式）
- 四 私立高等学校等の課程又は学科の廃止 課程（学科）廃止認可申請書（第四号様式）
- 五 私立学校の設置者の変更 設置者変更認可申請書（第五号様式）
- 六 私立高等学校等の広域の通信制の課程（以下「広域通信制課程」という。）に係る学則の変更（省令第十五条の二各号に掲げるものを除く。） 広域通信制課程学則変更認可申請書（第六号様式）
- 七 私立学校の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書（第七号様式）

（令五規則三一・一部改正）

（学校設置認可申請前の措置）

第三条 私立学校の設置の認可を受けようとする者は、私立学校開設年度の前年度の六月三十日までに学校設置計画書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(目的変更の届出等)

第四条 政令第二十七条の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- 一 私立学校の目的の変更 目的変更届 (第九号様式)
 - 二 私立学校の名称の変更 名称変更届 (第十号様式)
 - 三 私立学校の位置の変更 位置変更届 (第十一号様式)
 - 四 学則の変更 (第二条第六号及び第七号に掲げるものを除く。) 学則変更届 (第十二号様式)
 - 五 私立高等学校等の専攻科又は別科の設置 専攻科 (別科) 設置届 (第十三号様式)
 - 六 私立高等学校等の専攻科又は別科の廃止 専攻科 (別科) 廃止届 (第十四号様式)
 - 七 分校の設置 分校設置届 (第十五号様式)
 - 八 分校の廃止 分校廃止届 (第十六号様式)
 - 九 経費の見積り及び維持方法の変更 経費の見積り及び維持方法変更届 (第十七号様式)
 - 十 校地、運動場その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校地等変更届 (第十八号様式)
 - 十一 校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校舎等変更届 (第十九号様式)
- (令五規則三一・一部改正)

(校長及び教員の届出)

第五条 法第十条の規定による届出は、校長採用届 (第二十号様式) により行わなければならない。

- 2 私立学校の設置者は、教員を採用し、及び解職したときは、教員採用届 (第二十一号様式) 及び教員解職届 (第二十二号様式) により知事に届け出なければならない。

(臨時休業の報告)

第六条 私立学校の設置者は、授業を臨時に休業したときは、臨時休業報告 (第二十三号様式) により知事に報告しなければならない。

(授業停止の届出)

第七条 私立学校の設置者は、授業を停止したときは、授業停止届 (第二十四号様式) により知事に届け出なければならない。

(私立の専修学校への準用等)

第八条 第二条から前条まで（第二条第六号及び第七号並びに第四条第一号、第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、第四条中「政令第二十七条の二第一項」とあるのは「法第百三十一条」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

- 2 法第百三十条第一項の規定による私立の専修学校の目的の変更の認可を受けようとする者は、目的変更認可申請書（第二十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（私立の各種学校への準用）

第九条 第二条から第七条まで（第二条第六号並びに第四条第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第四条第一項」と、第四条中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の三」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則（収容定員に係るものを除く。）」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

（備付表簿及び保存期間）

第十条 私立学校等は、省令第二十八条第一項の規定（省令第百八十九条及び第百九十条において準用する場合を含む。）により同項各号に掲げる表簿を備えるほか、次の各号に掲げる表簿を備え、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 卒業生名簿 永年

二 公文書 五年

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年規則第四八号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和五年規則第三一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

学 校 設 置 認 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 設置の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第1
30条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期 年 月 日(予定)
- 3 施設調書
 - (1) 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面等(付近見取図、字図、配置図、各階平面図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
 - (2) 校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
 - (3) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
 - (4) 照度証明書(夜間授業を行う場合に限る。)
- 4 学級編制表
- 5 校具及び教具の明細表
- 6 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 校長採用届
 - (4) 教職員の就任承諾書
 - (5) 教職員の履歴書

- (6) 教員の免許状の写し
- (7) 校長及び教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 7 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 8 財産目録
- 9 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 10 法人の登記事項証明書(法人設置の場合に限る。)
- 11 設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 12 設置者(法人の場合は、代表者)の履歴書並びに私立学校法第38条第8項第2号に該当しない者であること及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを誓約する書面
- 13 役員名簿(法人設置の場合に限る。)
- 14 その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第2条関係)

学 校 廃 止 認 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名 〕

このたび、 廃止の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

1 廃止の事由

2 廃止の時期 年 月 日

3 幼児、児童又は生徒の処置方法

4 教職員の処置方法

5 指導要録等の引継方法

6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 2 廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 3 その他知事が必要と認める書類

第3号様式(第2条関係)

課程(学科)設置認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、
課程(学科)設置の認可を受けたいので、学
校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規
定により申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 事由
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 課程(学科)設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配
置図及び各階平面図)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(課程又は学科設置に伴い設置する教員に係るもの)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採
用する場合に限る。)
- 8 設置前年度及び設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画
及びこれに伴う収支予算書

- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 11 課程(学科)設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 12 その他知事が必要と認める書類

第4号様式(第2条関係)

課程(学科)廃止認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名)

このたび、 課程(学科)廃止の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 廃止の事由
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 生徒の処置方法
- 4 教職員の処置方法
- 5 指導要録等の引継方法
- 6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 課程(学科)廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 課程(学科)廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 4 その他知事が必要と認める書類

第5号様式(第2条関係)

設置者変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
(旧)設置者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名〕
(新)設置者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の設置者変更の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 設置の目的(変更前・変更後)
- 2 名称(変更前・変更後)
- 3 位置(変更前・変更後)
- 4 経費の見積り及び維持方法(変更前・変更後)
- 5 変更の事由
- 6 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 設置者変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)並びに校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書等)
- 3 教職員編制表及び教職員名簿
- 4 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 5 財産目録

- 6 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 7 設置者変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 8 変更後の設置者(法人の場合は、代表者)の履歴書並びに私立学校法第38条第8項第2号に該当しない者であること及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを誓約する書面
- 9 役員名簿(法人設置の場合に限る。)
- 10 その他知事が必要と認める書類

第6号様式(第2条関係)

広域通信制課程学則変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の広域の通信制の課程に係る学則変更の認可を受けたい
ので、学校教育法第4条第1項の規定により申請します。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 3 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 4 通信教育について協力する高等学校等の概要書
- 5 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 6 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 7 その他知事が必要と認める書類

第7号様式(第2条関係)

収容定員に係る学則変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の収容定員に係る学則変更の認可を受けたいので、学校教育法第4条第1項(第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により申請します。

- 1 変更の事由
- 2 変更の時期 年 月 日
- 3 経費の見積り及び維持方法

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 3 学級編制表
- 4 校具及び教具の明細表
- 5 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 6 変更前年度及び変更後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 7 財産目録
- 8 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 9 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 10 過去5年間及び将来2年間の応募者数及び入学者数調書
- 11 周辺地域の就園可能幼児数調書(幼稚園に限る。)
- 12 その他知事が必要と認める書類

第8号様式(第3条関係)

学 校 設 置 計 画 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 を設置したいので、学校設置計画書を提出します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則(案)
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期 年 月 日(予定)
- 3 施設調書
 - (1) 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図、各階平面図及び各方位からの立面図(縮尺))
 - (2) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
- 4 学級編制表
- 5 校具及び教具の明細表
- 6 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
- 7 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 8 負債を予定する場合は、負債償還計画書
- 9 財産目録
- 10 校地価格評価書
- 11 校舎価格評価書
- 12 設備価格評価書
- 13 寄附申込書
- 14 周辺地域の就園可能幼児数調書(幼稚園を設置する場合に限る。)
- 15 寄附行為等(案)(法人設置の場合に限る。)
- 16 設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 17 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 18 設立当初の役員(法人設置の場合に限る。)

第9号様式(第4条関係)

目 的 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の目的を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2
第1項(第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧目的

新目的

添付書類

- 1 目的変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 目的変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員
会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第10号様式(第4条関係)

名 称 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の名称を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧名称

新名称

添付書類

- 1 名称変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 名称変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第11号様式(第4条関係)

位 置 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の位置を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧位置

新位置

添付書類

- 1 位置変更に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、字図、配置図、各階平面図及び各方位からの立面図(縮尺))
- 3 位置変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第12号様式(第4条関係)

学 則 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、
の学則を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2
第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

添付書類

- 1 変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 住居表示設定通知書等(住居表示が変更となる場合に限り。)
- 3 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限り。)
- 4 学級編制表(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限り。)
- 5 校具及び教具の明細表(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限り。)
- 6 教職員調書(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限り。)
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限り。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限り。)
 - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限り。)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限り。)
- 7 変更前年度及び変更後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 8 財産目録(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限り。)
- 9 学則変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限り。)

第13号様式(第4条関係)

専攻科(別科)設置届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 専攻科(別科)を設置したいので、学校教育法
施行令第27条の2第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 事由
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 専攻科(別科)設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(専攻科又は別科設置に伴い配置する教員に係るもの)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 8 設置前年度及び設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 11 専攻科(別科)設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第14号様式(第4条関係)

専攻科(別科)廃止届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 専攻科(別科)を廃止したいので、学校教育法
施行令第27条の2第1項の規定により届け出ます。

1 廃止の事由

2 廃止の時期 年 月 日

3 生徒の処置方法

4 教職員の処置方法

5 指導要録等の引継方法

6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 専攻科(別科)廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 専攻科(別科)廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第15号様式(第4条関係)

分 校 設 置 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 分校を設置したいので、学校教育法施行令第27条
の2第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 事由
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則の変更部分に係る新旧対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期 年 月 日
- 3 分校設置に伴う変更後の学則(全文)
- 4 施設調書
 - (1) 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面等(付近見取図、字図、配置図、各階平面図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
 - (2) 校地及び校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
 - (3) 飲料水の確保が可能であることを証する書類(上水道を使用する場合を除く。)
 - (4) 照度証明書(夜間授業を行う場合に限る。)
- 5 学級編制表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
 - (1) 教職員編制表

- (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(分校設置に伴い配置する教員に係るもの)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 8 設置後修業年限(1年未満の場合は、1年)に相当する年数分の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創立費
- 9 財産目録
- 10 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 11 分校設置について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第16号様式(第4条関係)

分 校 廃 止 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 分校を廃止したいので、学校教育法施行令第27条
の2第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 廃止の事由

2 廃止の時期 年 月 日

3 幼児、児童又は生徒の処置方法

4 教職員の処置方法

5 指導要録等の引継方法

6 施設等の処置方法

添付書類

- 1 分校廃止に伴う変更後の学則(全文)及び学則の変更部分に係る新旧対照表
- 2 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 3 分校廃止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員
会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第17号様式(第4条関係)

経費の見積り及び維持方法変更届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の経費の見積り及び維持方法を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 旧経費の見積り及び維持方法

新経費の見積り及び維持方法

添付書類

- 1 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 2 経費の見積り及び維持方法変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第18号様式(第4条関係)

校 地 等 変 更 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の校地等を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 変更面積

区 分	面 積	所 在 地	備 考
旧 校 地	m ²		
増加し、又は減少する校地			
計			

注 減少校地の場合は、△印を付けること。

4 変更校地の表示

所 在 地	地番	地目	面積	用途	所有者住所氏名
			m ²		
計 (増加し、又は減少する校地)					

注 減少校地の場合は、△印を付けること。

添付書類

- 1 校地その他直接保育又は教育の用に供する土地の図面(付近見取図、字図及び配置図等)
- 2 校地に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
- 3 校地変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第19号様式(第4条関係)

校舎等変更届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の校舎等を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項(学校教育法第131条、学校教育法施行令第27条の3)の規定により届け出ます。

1 変更の事由

2 変更の時期 年 月 日

3 変更面積

区 分	面 積	所 在 地	備 考
旧 校 舎	m ²		
増加し、又は減少する校舎			
計			

注 減少校舎の場合は、△印を付けること。

4 変更校舎の表示

所 在 地	家屋番号	種類	構造	面積	所有者住所氏名
				m ²	
計 (増加し、又は減少する校舎)					

注 減少校舎の場合は、△印を付けること。

添付書類

- 1 学校営繕に関する調査書
- 2 校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物の図面(付近見取図、配置図、各階平面

- 図、各方位からの立面図(縮尺)、各階面積表、建築確認済証又は建築検査済証の写し等)
- 3 校舎に係る権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書、売買契約書の写し等)
 - 4 学級編制表(現在及び将来予定)
 - 5 資金明細書
 - 6 校舎等変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第20号様式(第5条関係)

校 長 採 用 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 において 長を採用したので、学校教育法第10条(第133条第1項において準用する同法第10条、第134条第2項において準用する同法第10条)の規定により届け出ます。

1 氏名

2 生年月日 年 月 日

3 専任、兼任の別

4 採用年月日 年 月 日

5 免許状の種類

添付書類

- 1 履歴書
- 2 教員の免許状の写し
- 3 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 学校教育法施行規則第21条により採用する場合は、その理由書

第21号様式(第5条関係)

教 員 採 用 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 において教員を採用したので、私立学校等に係る学校
教育法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

1 氏名

2 生年月日 年 月 日

3 専任、兼任の別

4 採用年月日 年 月 日

5 担当学科名

5 免許状の種類

添付書類

1 履歴書

2 教員の免許状の写し

3 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

第22号様式(第5条関係)

教 員 解 職 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 において教員を解職したので、私立学校等に係る学校
教育法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

1 氏名

2 解職年月日 年 月 日

第23号様式(第6条関係)

臨時休業報告

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の授業を臨時に行わなかつたので、私立学校等に係る
学校教育法施行細則第6条の規定により報告します。

1 臨時休業の理由

2 臨時休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 幼児、児童又は生徒の処置

第24号様式(第7条関係)

授 業 停 止 届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、 の授業を停止したので、私立学校等に係る学校教育法
施行細則第7条の規定により届け出ます。

1 授業を停止する理由

2 授業停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 幼児、児童又は生徒の処置

添付書類

授業停止について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)

第25号様式(第8条関係)

目的変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

このたび、専修学校の目的変更の認可を受けたいので、学校教育法第130条第1項の規定により申請します。

- 1 変更の事由
- 2 名称
- 3 位置
- 4 学則の変更部分に係る新旧対照表
- 5 経費の見積り及び維持方法
- 6 開設の時期 年 月 日

添付書類

- 1 目的変更に伴う変更後の学則(全文)
- 2 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物の概要及び図面(付近見取図、配置図及び各階平面図)
- 3 学級編制表
- 4 校具及び教具の明細表
- 5 教職員調書
 - (1) 教職員編制表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書(新たに採用する場合に限る。)
 - (4) 教職員の履歴書(新たに採用する場合に限る。)
 - (5) 教員の免許状の写し(新たに採用する場合に限る。)
 - (6) 教員の学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面(新たに採用する場合に限る。)
- 6 変更前年度及び変更年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 7 財産目録
- 8 寄附行為等(法人設置の場合に限る。)
- 9 目的変更について寄附行為等で定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会議事録等)(法人設置の場合に限る。)
- 10 その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第3号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第4号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第5号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正）

第6号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第7号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第8号様式（第3条関係）

（令5規則31・一部改正）

第9号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第10号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第11号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第12号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第13号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第14号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第15号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第16号様式（第4条関係）

(令5規則31・一部改正)

第17号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第18号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第19号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第20号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第21号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第22号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第23号様式 (第6条関係)

(令5規則31・一部改正)

第24号様式 (第7条関係)

(令5規則31・一部改正)

第25号様式 (第8条関係)

(令5規則31・一部改正)

○私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

平成二十一年三月六日

大分県告示第百六十九号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第十九条第二項の規定により、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

第一条 私立学校法第十九条第一項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業

- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

附 則

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成十二年大分県告示第八百九十七号）は、廃止する。

附 則（令和●年告示第●●号）

この告示は令和七年四月一日から施行する。

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

1 学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

高等学校等の立地条件が適切であり、当該高等学校等が他の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(2) 施設及び設備について

① 高等学校等の施設及び設備は、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）等の定める基準に適合するものであること。

② 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。

③ 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は申請時において申請者名義の所有権等の登記がなされていなければならないこと。

④ 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

⑤ 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

⑥ 設置経費の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

⑦ 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。

(3) 経営に必要な財産について

① 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

② 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において1の(2)⑦を準用すること。

③ 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生生徒等納付金、寄附金、資金運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、

借入金を充てるものではないこと。

(4) 役員等について

高等学校等に係る学校法人の役員等については、次の条件を満たす者であること。

① 役員

ア 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であること。

イ 学校法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

ウ 私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たしうる者であること。

エ 他の学校法人の役員を4以上兼ねていない者であること。

オ 理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

② 評議員

理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

立地条件については、1の(1)を準用すること。

(2) 施設及び設備について

① 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄付金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を乳農していること。

なお、設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

② 施設及び設備に係るその他の事項については、1の(2)(⑥を除く)を準用すること。

(3) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、1の(3)を準用すること。

(4) 役員等について

役員等については、1の(4)を準用すること。

(5) 既設校等について

① 従来設置している高等学校等（以下「既設の高等学校等」という。）の施設及び設備は、高等学校設置基準、幼稚園設置基準等の定める基準に適合していること。

② 既設の高等学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。

③ 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、

適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が4分の1以下であり、かつ、従来設置している高等学校等のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。

④ 高等学校等の管理運営の適性を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無
ウ 日本私学振興財団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む）又は公租・公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付の状況

3 学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等の課程、学科又は部（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、2に準じて審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校等の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

4 準用規定

① 高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可については3に準じて審査する。

② 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人による高等学校等の設置及び高等学校等の課程等の設置の認可については、2、3に準じて審査する。

私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準

私立専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置認可については、法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 立地条件

専修学校等の立地条件が適切であり、当該専修学校等が他の専修学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

2 施設及び設備

(1) 専修学校等の施設及び設備は、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）、各種学校規程（昭和31年12月5日文部省令第31号）の定める基準に適合するものであること。

(2) 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合とは以下の事例を含むものであること。

1) 校地について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

② 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある借地であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされているもの

イ 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時まで貸借の契約等が締結されているもの

2) 校舎について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

② 申請者名義の貸借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地方公共団体等の所有する施設で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

イ 地方公共団体等以外の者の所有する施設で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

3 準用規定

専修学校等を設置する学校法人又は准学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」を準用する。

○私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式

昭和三十二年九月十九日

大分県告示第六百二十一号

各種学校規程（昭和三十二年文部省令第三十一号）第十三条の規定に基づき、私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式を次のとおり定めた。

- 一 一般の標示は、「大分県知事認可」の字句を校名に冠すること。
- 二 門標は、縦四十一センチメートル、横十三センチメートルの長方形とし、その表面に「大分県知事認可校」裏面に校名及び認可番号を記し県の焼印を付する。

